





通番	裁量労働制の種類	裁量労働制に関してのご意見・ご要望
55	企画型	入社してすぐの者には企画型裁量労働はできない、といった指導を受けたことがあるが、そんなことはない。若手にこそ括やくできるチャンスをと考えてるが、なかなか理解を得られない（監督署）。もう少し、各企業の文化や方針に合った運用ができるよう幅をもたせてほしい。
56		<補足>P18問18(2)について 労使委員会の設置自体というより、全事業所に設置が必要であることに非常に負担を感じる。（100以上の事業所があるものの、導入する制度は事業所毎に変わらないため）
57		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を広げて欲しい。例えば資格を持たない建築設計技術者でも、■■■■■の指示により設計業務を行う者、補助的業務を行う者も含めてほしい。社内に対象者、非対象者が混在し、導入できない。■■■■■技術者も対象としてほしい。</li> <li>・手続等を簡素化してほしい。</li> </ul>
58		現行の労働時間に関する法制度は、労働者保護に偏っている。製造業において賃金の安い東南アジア諸国とのコスト競争をせざるを得ない状況の中、裁量労働制の要件の緩和など柔軟な労働形態がとれる様な法制度が必要と考える。
59		私立高校教員を裁量労働制の対象としてほしい。
60		専門型裁量労働制を適用できる業種を増やして欲しい。適用が望ましいと思われる業種 各種コンサルタント業
61		賃金不払残業の温床であり、到底容認できる代物ではない。
62		当工場は製造操業をしている都合で裁量労働制は相容れません。しかし事務職にはフレックスタイム制を導入しています。これは超過勤務をなるべく抑えるための施策です。そのため本アンケート回答者は裁量労働制の理解が乏しく正確な回答になっていないかもしれません。
63		我々の職業は普通の製造業とはまったくちがいで1人1人が作家と同じような要素があり今の労働法はまったく■■■■■においてはあてはまらないと思います。■■■■■は好きな若者達の労働でなりたってきました。ぜひ裁量労働制の幅をひろげ■■■■■にも認めてほしいものです。